



災害救助法が適用された地域のご契約者さまへ

株式会社 メモリード・ライフ

この度の大雪により被害を受けた皆さまへ心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧をお祈りいたします。

当社では、この度災害救助法を適用された地域の被災契約者様のご契約につきまして、お申し出により下記の特別取扱をいたします。

記

1. 保険料払込猶予期間の延長 : お申し出により、保険料の払込を猶予する期間を最大6ヶ月間まで延長いたします。
2. 保険金の簡易迅速なお支払い : お申し出により、必要書類の一部を省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

□ 災害救助法の適用状況

○大雪による適用（以下、適用日：厚生労働省発表）

新潟県：阿賀町	(適用日平成24年2月4日)
小千谷市、魚沼市、湯沢町、津南町	(適用日平成24年2月3日)
南魚沼市	(適用日平成24年1月31日)
長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市	(適用日平成24年1月28日)
上越市、妙高市	(適用日平成24年1月14日)
長野県：小谷村、信濃町、栄村、飯山市、野沢温泉村	(適用日平成24年2月1日)
青森県：むつ市、横浜町	(適用日平成24年2月1日)

以上

<お問合せ>

株式会社 メモリード・ライフ 顧客サービス部

電話 03(6805)2211

お問合せ時間平日 9:30~17:00